

○議院運営委員会

・衆議院議員提出法律案（五件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院へ 提出	参議院				衆議院				備考
1	国会法の一部を改正する法律案	議院運営委員 長 (三、九、六)	三、九、六	三、九、六	委員会付託 (三、九、六)	委員会議決 三、九、二	本会議議決 三、九、二		委員会付託	委員会議決	本会議議決 三、九、六	可決	
2	裁判官弾劾法の一部を改正する法律案	議院運営委員 長 (九、六)	九、六	九、六	委員会付託 (九、六)	委員会議決 九、二	本会議議決 九、二		委員会付託	委員会議決	本会議議決 九、六	可決	
6	政治倫理法案	早川勝君 外六名 (九、三〇)	一〇、三		委員会付託 (一〇、三)			一〇、三	未		了		
7	国会法の一部を改正する法律案	早川勝君 外六名 (九、三〇)	一〇、三		委員会付託 (一〇、三)			一〇、三	未		了		
9	国会法の一部を改正する法律案	議院運営委員 長 (一〇、二)	一〇、二	一〇、二	委員会付託 (一〇、二)	委員会議決 一〇、三	本会議議決 一〇、三		委員会付託	委員会議決	本会議議決 一〇、二	可決	

・規則案（一件）

1	号 番
参議院規則の一部を改正する規則案	件 名
伊江朝雄君 外 九 名	提 出 者
三、 八、 五	提出月日
	委員会付託
	委員会議決
可 決 三、八、五	本会議議決
	備 考

国会法の一部を改正する法律案（衆第一号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 一、常会は、毎年一月中に召集するのを常例とするものとする。
- 二、常会の召集詔書は、少なくとも十日前にこれを公布しなければならないものとする。
- 三、財政法第二十七条の規定を改め、内閣は、毎会計年度の予算を前年度の一月中に国会に提出するのを常例とするものとする。
- 四、本法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、国会法の一部を改正する法律案は、第一に、常会は、毎年一月に召集するのを常例とすること、第二に、常会の召集詔書は、少なくとも十日前にこれを公布しなければならないこと、第三に、財政法第二十七条の規定を改め、内閣は、毎会計年度の予算を前年度の一月中に国会に提出するのを常例とすること、第四に、公布の日からこれを施行することを内容とするものでありま

す。

常会の一月召集は、かねてより、参議院改革における懸案の一つとして、参議院における審議期間を十分に確保し、審議の充実を図るとの観点からその検討が重ねられて参ったもので、今般、衆議院の協力が得られ、その実現の運びとなったものであります。

委員会におきましては、提出者の森衆議院議院運営委員長から趣旨説明を聴取いたしました後、予算の提出時期の改善、常会の一月召集と憲法第五十二条との関係、人事院勧告への対応などについて質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、裁判官弾劾法の一部を改正する法律案は、経済事情の変動等にかんがみ、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会における証人の不出頭等の場合の過料の多額を十万円に引き上げようとするものでありまして、委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案（衆第二号）

要旨

本法律案の内容は、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会における証人の不出頭等の場合の過料の多額を十万円に引き上げるものである。

委員長報告

前ページ参照

国会法の一部を改正する法律案（衆第九号）

要旨

本法律案は、衆議院に常任委員会として安全保障委員会を増設するものとし、第二百二十二回国会の召集の日から施行することとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、国会法第四十一条第二項に規定されております、衆議院の常任委員会について、新たに安全保障委員会を増設するものでありまして、第二百二十二回国会の召集の日から施行することといたしております。

委員会におきましては、提出者の森衆議院議院運営委員長から趣旨説明を聴取した後、採決を行いましたところ、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告いたします。

参議院規則の一部を改正する規則案

趣旨説明

ただいま議題となりました参議院規則の一部を改正する規則案について、提案の趣旨及びその内容を御説明いたします。

本案は、先般の国会法の一部改正により、社会労働委員会が厚生委員会と労働委員会とに分けられたことに伴い、両委員会の委員の数及び所管を定めるとともに、常任委員会の委員の数を変更しようとするものであります。

以下、その内容を申し上げます。

第一に、厚生委員会及び労働委員会の委員の数をそれぞれ十九人とするとしております。

第二に、厚生委員会の所管を、社会福祉に関する事項外七項目とし、労働委員会の所管を、労働条件及び労働者保護に関する事項外六項目とすることとしております。

第三に、内閣委員会、地方行政委員会、法務委員会、外務委員会、文教委員会、商工委員会、運輸委員会、通信委員会及び建設委員会の委員の数をそれぞれ十九人とし、大蔵委員会の委員の数を二十二人とし、農林水産委員会の委員の数を二十一人とすることとしております。

以上が本案の提案の趣旨及びその内容でございます。
何とぞ御賛同くださるようお願い申し上げます。